

求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項の重要なお知らせ

令和3年7月以降に開講する訓練科の認定申請について、次のとおり、「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」（以下「申請の留意事項」という。）、「求職者支援訓練の認定基準等について」（以下「認定基準」という。）、「認定申請様式」の修正を行いました。

なお、以下の1～3の内容については、令和3年2月25日から令和4年3月31日までに開講する訓練コースから適用します。

※具体的な相談・申請・スケジュールについては、各都道府県支部までお問い合わせください。

主な変更内容等

1 短期・短時間特例訓練について

令和3年2月25日から令和4年3月31日までの間に開始される実践コースの訓練について、新型コロナウイルスの影響を受け、シフトが減少した方や休業を余儀なくされている方など、在職中の者で訓練受講に当たって訓練時間に特に配慮を必要とする方等に対して行う訓練コースについては、訓練期間が2週間以上6か月以下、訓練時間が1か月につき60時間以上であり、かつ、1日につき原則として2時間以上6時間以下で設定することができるようになりました。

【該当箇所】「申請の留意事項」本文 第6の1（15）、別紙3－2外

2 雇用保険適用就職率による欠格要件の緩和について

連続する3年の間に雇用保険適用就職率基準（基礎コース30%、実践コース35%）を下回ったコースが3年間で2コース以上あった場合は以後、当該都道府県において認定を受けることができないとされていましたが、短期・短時間特例訓練については、実践コースの30%が雇用保険適用就職率基準となります。

【該当箇所】「申請の留意事項」本文 第6の1（7）

3 オンライン訓練の要件緩和について

実技科目についてはオンラインで実施することが認められませんでしたでしたが、令和3年2月25日から令和4年3月31日までの間に開始する訓練については、実技科目の実施ができるようになりました。

また、通所による訓練については、総訓練時間の40%以上が必要でしたが、20%以上へと基準が変更されました。

【該当箇所】「申請の留意事項」本文 第6の1（16）外、別紙15外

4 その他

訓練実施機関の皆様から問い合わせの多い内容等について、軽微な修正を行いました。

令和3年7月以降に開講する訓練科からの申請の留意事項 改訂項目一覧

別紙

番号	文書	改訂箇所	ページ	改訂内容	備考
1	留意事項(本文)	第6の1(15)	p.15 別紙3-2	短期・短時間特例訓練について	令和3年2月25日から令和4年3月31日までの間に開始される実践コースの訓練について、新型コロナウイルスの影響を受け、シフトが減少した方や休業を余儀なくされている方など、在職中の者で訓練受講にあたって訓練時間に特に配慮を必要とする者等に対して行う訓練コースについては、2週間以上6か月以下の適切な期間で実施することができるようになりました。 なお、訓練時間については、1か月につき(2週間以上1か月未満であっても)60時間以上であり、かつ、1日につき原則として2時間以上6時間以下であることが求められます。
2	留意事項(本文)	第6の1(7)	p.11	雇用保険適用就職率による欠格要件の緩和について	連続する3年の間に雇用保険適用就職率基準(基礎30%、実践35%)を下回ったコースが3年間で2コース以上あった場合は以後、当該都道府県において認定を受けることができないとされていますが、短期・短時間特例訓練については30%が雇用保険適用就職率基準となります。
3	留意事項(本文)	第6の1(16)	別紙15	オンライン訓練の要件緩和について	令和3年2月25日から令和4年3月31日までの間に開始する訓練について、オンラインで実施することが認められなかった実技科目の実施ができるようになりました。 また、通所による訓練についても総訓練時間の「40%以上」が必要でしたが、上記期限内に開始する訓練については総訓練時間の「20%以上」へと基準が変更されました。